

青森労働局からのお知らせ

令和6年7月

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内

公布日：令和6年5月31日

I：育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が小学校就学前の子を養育する労働者に拡大
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるよう努力義務化
- ④ 子の看護休暇の取得要件見直し
 - ・ 入園（入学）式、卒園式、感染症に伴う学級閉鎖等の場合も取得可能
 - ・ 対象となる子の範囲を小学校3年生まで拡大（現行は小学校就学前の子）
 - ・ 勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置
 - ・ 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
 - ・ 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
 - ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
 - ・ 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう努力義務化
 - ・ 介護休暇について、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ① 法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長
- ② 従業員数100人超の企業に、育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定を義務付け

III：施行日

令和7年4月1日

（ただし、II①は公布日、I①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日）

●青森労働局 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口●

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ、ご相談を受け付けています。改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。

詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00612.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください
～働き方改革に取り組む事業主を支援します～

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材の確保・定着等に向けた取組を支援するため、中小企業・小規模事業者等に対する技術的な相談支援を目的として、青森労働局との契約により、専門家が電話・メール・来所相談による個別相談支援、企業へのコンサルティング、事業主向けセミナーの開催などを無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

相談コーナー 青森市本町5丁目5-6（青森県社会保険労務士会館）
電話番号 0800-800-1830（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

○ 青森働き方改革推進支援センター ホームページ
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aomori/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211

この夏は 休みをつなげて心身ともに リフレッシュ
～夏季における年次有給休暇の取得促進に努めましょう～

《事業主の皆様へ》

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営 や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。雇用環境・均等室にお問い合わせください。

【年次有給休暇取得促進特設サイト URL】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017-734-4211

関係資料：別添1（この夏は 休みをつなげて心身ともに リフレッシュ）